

○松山広域福祉施設事務組合職員の職務に専念する義務
の特例に関する条例

制 定 昭和51年12月1日条例第5号

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 職員の職務に専念する義務の特例に関しては、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年松山市条例第60号）を準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。